

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会 制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	09 化学	改正	K1557-1	プラスチックポリウレタン原料ポリオール試験方法— 第1部:水酸基価の求め方	Plastic—Polyols for use in the production of polyurethane— Part 1 : Determination of hydroxyl number	この規格は、ポリウレタンの原料として用いるポリオールの水酸基価を求める二つの試験方法について規定するもので、2007年に対応国際規格ISO 14900:2001を基に制定された。ポリウレタン原料であるポリオール中の水酸基価を把握することは、ポリウレタンの適切な生産のために必要である。 ウレタンに関する全ISO規格において、ウレタンの表記を単数形から複数形への改訂を進めており、対応国際規格が試験装置にホットプレートを追加されるなど2023年に改訂された。 また、日本国内では水酸基価を電位差滴定装置で測定する際に使用されるガラス・カロメル複合電極は、水銀を使用した測定方法であるため、水銀汚染・有害廃棄物になりやすいことから、環境汚染防止の対応が求められている。 このような背景を受け、環境汚染防止のために現在の主流で使用されている銀—塩化銀電極に改めるなどの最新の技術を導入したJISに改正する必要がある。	ウレタンの英文名を改正することおよび、加熱設備を追加することにより、ISO規格との整合性が確保できる。また、水銀の含まれない電極を使用することで、安全・環境・運用面でメリットがある。	主な改正点は、次のとおりである。 ・ウレタンの英語名称を、polyurethaneの単数形より、polyurethanesの複数形に変更する。 ・電位差滴定装置において、環境汚染防止のため、カラメル複合電極の水銀を含まない銀—塩化銀電極を用いることに変更する。 ・加熱装置として国際規格に合わせて、ホットプレートを追加する。	—	ISO 14900:2023 Plastics -- Polyols for use in the production of polyurethanes -- Determination of hydroxyl number	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	1国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K7126-1	プラスチックフィルム及びシート—ガス透過度試験方法—第1部:差圧法	Plastics—Film and sheeting— Determination of gas-transmission rate—Part 1 : Differential-pressure method	この規格は、フィルム、シート、ラミネート、共押出物品及びフレキシブルプラスチックコーティングされた材料の差圧法によるガス透過度試験方法について規定しているもので、2007年にISO 15105-1:2002を基に制定された。この規格の第2部であるJIS K 7126-2の対応国際規格ISO 15105-2が日本からの提案として2025年に審議が開始され、2025年11月に改訂された。それに伴い、JIS K 7126-2はISO 15105-2のIDTとして2026年中に発行される見込みである。ISO 15105-2の改正において用語の定義の修正が加わり、JIS K 7126-2にも同様の修正を行った。この規格も同じ定義に統一する必要があることから、すでに日本からこの規格に対応するISO 15105-1の改正を2025年11月のISO TC61会議で提案し承認されている。 また、ISO 15105-1の試験ガスは単体ガスと混合ガスが対象であり、後者の混合ガス全体の透過度を求めるときは全圧を、混合ガス中の特定のガス成分の透過度を求めるときには分圧を用いるが、現在は、全圧のときに用いる計算式だけのため、分圧のときに用いる計算式を追加することが決定した。 このような状況から対応国際規格(ISO 15105-1)に整合し、使用者の利便性のため、混合ガスを対象とした場合、全圧及び分圧の両方に用いるため二つの式にするなどJISの改正が必要である。	JIS K 7126シリーズの用語の定義を統一しガス透過度の計算式を修正することにより、ISO 15101-1のIDTとなり、同規格の利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲を、対応国際規格(ISO 15105-1)と整合させるために、対象を単層・多層のフィルム又はシートとし、測定法の種類(圧力センサ法、ガスクロマトグラフ法)を明記する。 ・用語及び定義において、ガス透過度及びガス透過係数(ガス透過率)の定義を、使用者の利便性のために、JIS K 7126-2と同じ定義に修正する。 ・圧力センサ法及びガスクロマトグラフ法による試験方法において、対応国際規格と整合させるために、測定装置のバルブ操作を追加する等、試験手順を詳細にする。また、計算式をSI単位のための式に修正し、参考計算式(SI単位以外を単位系に含む式)については単位系の記載のみに修正する。 ・ガスクロマトグラフ法による試験方法において、試験ガスとして単体ガスに混合ガスを追加する。また、ガス透過度の計算式を全圧の場合と分圧の場合の二つの式に改める。	—	ISO 15105-1:202X Plastics film and sheeting— Determination of gas-transmission rate—Part 1 : Differential-pressure method	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8111	塩化亜鉛(試薬)	Zinc chloride (Reagent)	この規格は、試薬として用いる塩化亜鉛について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる製品が増えており、これを追加しておく必要がある。また、使用者の保管に関する情報として、光による劣化に関する記述を追加する必要がある。 ・現行規格では、窒素化合物(Nとして)を規定しているが、海外製品ではこの項目を硝酸塩及びアンモニウムに分割して保証しており、JISも整合性の観点より変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、窒素化合物(Nとして)の項目を硝酸塩及びアンモニウムに分割するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報を提供し、調達可能な製品が増えることにより、安定供給が可能となる。 2)純度試験における硝酸塩及びアンモニウムに関する不純物情報が、より明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状において、色が光によって、白からほとんど白に変化する性質を追加する。 ・品質において、規格項目の窒素化合物(Nとして)を硝酸塩及びアンモニウムに分割する。それにともない、試験方法も硝酸塩及びアンモニウムに分割する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R96	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本 試薬協会のWG	2026年7 月
JSA	09 化学	改正	K8153	ヘキサクロロ白金(IV)酸六水和物(試薬)	Hydrogen hexachloroplatinate hexahydrate (Reagent)	この規格は、試薬として用いるヘキサクロロ白金(IV)酸六水和物について規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・英名として、アメリカのACS規格はChloroplatinic acid hexahydrateを用いており、別名として記載する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・海外製品ではカリウム分析適合性を保証しており、JISも整合性の観点より追加する必要がある。 上記のような状況から、このJISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)海外規格の名称を追加しておくことで、試薬検索の利便性が向上する。 2)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 3)カリウム分析適合性を追加することで、その目的で使用する使用者の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 適用範囲に別名 (Chloroplatinic acid hexahydrate) を追加する。 2) 性状の外観表現を“赤みの黄から暗い赤の結晶又は結晶性粉末”に改める。 3) カリウム分析適合性を規格項目として追加する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本 試薬協会のWG	2026年7 月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会 制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	09 化学	改正	K8154	塩化パラジウム(II)(試薬) Palladium chloride (Reagent)	この規格は、試薬として用いる塩化パラジウム(II)について規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・純度試験においてpHの制御が最も重要な要素であるが、pHを保つ具体的な方法記載されておらず、追加する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・海外製品ではカリウム分析適合性を保証しており、JISも整合性の観点より追加する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度試験では、pHを保つ方法を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)海外規格の名称を追加しておくことで、試薬検索の利便性が向上する。 2)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 3)カリウム分析適合性を追加することで、その目的で使用する使用者の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1)適用範囲において、海外規格の名称を別名として追加する。 2)性状の外観表現を“暗い褐色の粉末”を“赤みの黄から暗い赤の結晶、結晶性粉末又は粉末”に改める。 3)品質において、カリウム分析適合性を規格項目として追加する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K8197	N-1-ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩(試薬) N-1-Naphthylethylenediamine dihydrochloride (Reagent)	この規格は、試薬として用いるN-1-ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩について規定するもので、1996年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・名称に関し、N-1-ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩及びN-1-Naphthylethylenediamine dihydrochlorideとなっているが、N-(1-ナフチル)エチレンジアミン二塩酸塩及びN-(1-Naphthyl)ethylenediamine dihydrochlorideが、より正しく変更する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルが、やや鮮明さに欠けており、最新のものに変更する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・水分測定において、滴定溶剤がメタノールとなっているが、近年、装置製造業者の推奨する試薬も使用可能であり、追加する必要がある。 ・強熱残分(硫酸塩)において、硫酸を先に添加する場合、加熱時に試料が跳ね出す危険性があり、灰化後に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、水分測定では、滴定溶剤を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)名称を変更することで、試薬及び文献検索の利便性が向上する。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルの更新で、より正確な定性が可能となる。 3)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 4)水分測定の試薬入手の利便性が向上する。 5)強熱残分(硫酸塩)の試験における安全性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1)規格の名称をN-(1-ナフチル)エチレンジアミン二塩酸塩及びN-(1-Naphthyl)ethylenediamine dihydrochlorideに変更する。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルを最新のものに更新する。 3)性状において、外観表現を改める。 4)水分測定において、滴定溶剤として、装置の製造業者が推奨する試薬を追加する。 5)強熱残分(硫酸塩)の試験の手順において、硫酸添加を灰化後に変更する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8271	キシレン(試薬)	Xylene (Reagent)	この規格は、試薬として用いるキシレンについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・純度に関し、JISと海外規格との整合性が取れていない。原因は、純度の定義にあり、JISは、o-,m-,p-キシレンの含量で80%以上としているが、米国ACS規格などは、“Xylene isomers pulus ethyibenzene”として98.5%以上としている。また、ISO 6353では、純度の規格項目はないが、名称の注記で“1) This reagent is generally a mixture of the isomeric xylenes and ethylbenzene.”としている。したがって、JISも純度の定義をこれらに整合させ、規格値を98.5%以上とする必要がある。 ・海外規格と同様にエチルベンゼンを規格項目に加え、規格値25.0%以下とする必要がある。 ・英名に関し、ACSは、Xylenesと複数形にしており、別名として追記する必要がある。 ・性状の表現で溶けるが用いられているが、正しくは混ざるであり、修正する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では、規定内容の定義を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)英名での検索精度が向上する。また、性状の表現が正確になり、正しい情報が提供できる。 2)純度も定義が海外と整合する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 適用範囲に別名を追記する。 2) 性状の表現で、溶けるを混ざるに変更する。 3) 純度の規格値を80%以上から98.5%以上に変更する。 4)品質において、規格項目にエチルベンゼンを追加する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R95	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K8272	キシレンシアノールFF(試薬)	Xylene cyanol FF (Reagent)	この規格は、試薬として用いるキシレンシアノールFFについて規定するもので、1994年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・式量を最新の原子量表で計算すると、538.62ではなく538.61となり、修正する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルが、やや鮮明さに欠けており、最新のものに変更する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・強熱残分(硫酸塩)において、硫酸を先に添加する場合、加熱時に試料が跳ね出す危険性があり、灰化後に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、強熱残分(硫酸塩)では、試験の手順を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)式量を変更することで、使用者に正確な情報を提供できる。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルの更新で、より正確な定性が可能となる。 3)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 4)強熱残分(硫酸塩)の試験における安全性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 式量を、538.62から538.61に変更する。 2) 定性方法において、赤外吸収スペクトルを、最新のものに更新する。 3) 性状の外観において、市場の実態に合わせて、記載以外の色を追加する。 4) 強熱残分(硫酸塩)の試験手順において、硫酸添加を灰化後に変更する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8288	くえん酸三ナトリウム二水和物(試薬)	Trisodium citrate dehydrate (Reagent)	この規格は、試薬として用いるくえん酸三ナトリウム二水和物について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状の表現が、白い結晶又は結晶性粉末となっているが、結晶は透明なことが多く、表現を変更する必要がある。 ・定性方法で、構造中に-OHが存在しているが、このピークを特定する必要がある。 ・純度試験に用いる電極に関し、複合電極が主流であるが、現行の表現では使えないとの意見を受け、使用する電極の選択を増やす必要がある。また、結晶水の損失があり、規格値の上限値が必要。 ・金属不純物の抽出原子吸光法で、現行の操作では、主成分がくえん酸であるにもかかわらず、操作でくえん酸水素二アンモニウム溶液を加えることになり、矛盾しているとの意見を受け、くえん酸水素二アンモニウム溶液の添加を削除することとした。また、鉛測定波長に217.0 nmを加えることとした。 ・海外で流通する試薬の規格を調査する段階で、1994年に規格項目から削除した“しゅう酸塩”を保証する製品が多いことが判明し、復活させることとした。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では、試験方法を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度の規格値の上限を規定することで、品質保証が向上する。 ・規格項目として、しゅう酸塩を追加することで、品質保証が向上するとともに、海外との取引が容易になる。 ・性状を“無色から白の結晶又は結晶性粉末”に変更すること、海外原料の調達が可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状の表現を“無色から白の結晶又は結晶性粉末”に変更する。 ・定性方法において、赤外吸収スペクトルに-OHの伸縮進藤ピークとして、波数3 450 cm ⁻¹ を追加する。 ・品質において、規格項目に、“しゅう酸塩(C2O4)”を追加する。 ・純度(C6H5Na3O7・2H2O)において、自動滴定装置で使用する電極の選択を増やす。さらに、規格上限を103.0 %とする。 ・銅(Cu)、鉛(Pb)及び鉄(Fe)の試験の操作において、くえん酸水素二アンモニウム溶液の添加をやめるとともに、鉛(Pb)の測定波長に217.0 nmを追加する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R94	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K8374	酢酸鉛(II)三水和物(試薬)	Lead(II) acetate trihydrate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる酢酸鉛(II)三水和物について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・現行規格では、性状が結晶又は結晶性の小塊となっているが、粉末も流通しており、追記する必要がある。 ・海外規格及び海外製品では、純度の規格値に上限が明記されていること場合が多く、JISも追加する必要がある。 ・JISは、硝酸塩を試験適合として保証しているが、海外規格及び海外製品では、亜硝酸及び硝酸塩(NO3として)の規格項目を設定し定量している。整合性の観点からJISも亜硝酸及び硝酸塩(NO3として)に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では規格値に、上限を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状に粉末を追加することで、安定供給がはかれる。 2)純度の規格値に上限を規定することで、品質保証が向上する。 3)硝酸塩の規格値を定量化することで、使用者により有意義な情報を定量できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、外観表現が“結晶又は結晶性の小塊”となっているが、粉末も追加する。 2)純度において、規格値に上限を追加する。 3)硝酸塩を、亜硝酸及び硝酸塩(NO3として)に変更し、定量化した規格値を設定する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R71	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8400	塩化アンチモン(Ⅲ)(試薬)	Antimony(Ⅲ) chloride (Reagent)	<p>この規格は、試薬として用いる塩化アンチモン(Ⅲ)について規定するもので、1994年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩化アンチモン(Ⅲ)は、劇物であり、警告の記載が必要である。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・純度試験の滴定で作業の利便性及び精度向上のため、自動滴定を導入する必要がある。 ・硫黄化合物(SO4として)は、引火性のジイソプロピルエーテルを用い、操作も時間がかかる方法となっている。米国ACS規格では、ジイソプロピルエーテルを用いない、より安全で作業性の良い試験方法で、硫酸塩(SO4)として保証している。JISも、硫酸塩(SO4)に変更し、安全性及び作業性向上を図る必要がある。 ・ひ素(As)の試験方法が、JIS K 8001の1992年版を引用しており、吸光度の測定波長が910 nmであり、現行の519 nmに変更する必要がある。 <p>このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度の試験では、自動滴定を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。</p>	<p>この改正によって、次の効果が期待できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)警告の追加で、安全性が向上する。 2)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 3)自動滴定の導入により、操作性の向上及び精度向上が可能となる。 4)硫酸塩(SO4)に変更することで、安全性及び作業性が向上する。 5)ひ素(As)の試験方法の見直しで、試験精度が向上する。 	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 塩化アンチモン(Ⅲ)は、劇物のため、適用範囲に警告を追加する。 2) 性状において、市場の実態に合わせて、色を“白～うすい黄色”から“無色からうすい黄”に修正する。 3) 純度試験において、自動滴定を追加する。 4) 規格項目の硫黄化合物(SO4として)を、硫酸塩(SO4)に変更する。 5) ひ素(As)の試験において、吸光度の測定波長を、910 nmから519 nmに変更する。 	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K8454	N,N-ジエチルジチオアルバミド酸ナトリウム三水和物(試薬)	Sodium N,N-dimethyldithiocarbamate trihydrate (Reagent)	<p>この規格は、試薬として用いるN,N-ジエチルジチオアルバミド酸ナトリウム三水和物について規定するもので、1994年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定性方法の赤外吸収スペクトルが、やや鮮明さに欠けており、最新のものに変更する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・純度試験の滴定方法は、世界的に酸化還元滴定から非水滴定に移行している。JISも変更する必要がある。 ・規格項目に液性があるが、昨今では純度試験が正確になり、この項目は必要がなくなったため、削除する必要がある。 <p>このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では、試験方法を見直すほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。</p>	<p>この改正によって、次の効果が期待できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)定性方法の赤外吸収スペクトルの更新で、より正確な定性が可能となる。 2)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 3)純度試験の精度が向上する。 4)必要性のない規格項目を削除することで、調達及び安定供給に寄与する。 	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 2) 性状の外観表現において、市場の実態に合わせて、異なる色も追加する。 3) 純度において、試験法を酸化還元滴定から非水滴定に変更する。 4) 規格項目から必要がなくなった液性を削除する。 	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8461	1,4-ジオキサン(試薬)	1,4-Dioxane (Reagent)	この規格は、試薬として用いる1,4-ジオキサンについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に、安定剤として2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール(BHT)などを含むとしているが、安定剤を含まない試薬も存在しており、表現を変更する必要がある。また、溶けるの表現は、より正しい混ざりに変更する必要がある。さらに、性質として吸湿性があり、追記する必要がある。 ・純度試験で用いるカラムに、使用者の利便性を考慮して、選択性を持たせる必要がある。また、キャリアガスに関し、ヘリウムの供給不安定さ対策として、窒素を加えておく必要がある。 ・水分測定方法に電量滴定法を追加し、使用者の利便性を高める必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、水分の試験では、電量滴定法追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状の変更で、使用者に質の高い情報を提供できる。 2)純度も純度試験の利便性が向上する。 3)水分試験の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、吸湿性を追加するなど、表現を変更する。 2)純度試験において、カラムの選択肢を増やし、キャリアガスに窒素を追加する。 3)水分の試験において、電量滴定法を追加する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R60	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K8486	2,2'-ビピリジル(試薬)	2,2'-Bipyridyl (Reagent)	この規格は、試薬として用いる2,2'-ビピリジルについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・海外試薬の名称が、2,2'-Bipyridylから2,2'-Bipyridineに変化しつつある。別名に記載しておく必要がある。 ・性状で結晶を規定しているが、昨今粉末も増えており、追加する必要がある。 ・強熱残分(硫酸塩)の操作で、硫酸を加熱前に加えているが、加熱時に跳ねやすくなり危険である。灰化後に加える操作に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、強熱残分では、試験の手順を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)英名での検索精度が向上する。また、性状の表現が正確になり、正しい情報が提供できる。 2)強熱残分(硫酸塩)の安全性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1)適用範囲において、別名として、”2,2'-Bipyridine”を追記する。 2)性状の表現において、結晶に加えて粉末を追加する。 3)強熱残分(硫酸塩)の試験において、硫酸を灰化後に加える操作に変更する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R49	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8500	N,N-ジメチルホルムアミド(試薬)	N,N-Dimethylformamide (Reagent)	この規格は、試薬として用いるN,N-ジメチルホルムアミドについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・定性試験の赤外吸収スペクトルに一部不鮮明な部分があり、更新する必要がある。 ・性状に溶けるの表現を用いているが、より正確な混じるに変更する必要がある。 ・純度試験で用いるカラム及び測定条件に最新の情報を追加し、利便性を高める必要がある。また、ヘリウムガスの供給不安に備え、窒素ガスを追加する必要がある。 ・水分測定試験に、電量滴定法を追加し、さらに使用する試薬に水分計の製造業者が推奨する試薬を追加することで利便性を高める必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、水分測定の試験では、電量滴定法を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性試験の精度が向上する。 2)性状の表現が正確になり、正しい情報が提供できる。 3)純度試験及び水分測定試験の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 定性試験において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 2) 性状の表現において、“溶ける”を”混ざる”に変更する。 3) 純度の試験において、使用するカラムの種類を増やし、キャリアガスに窒素を追加する。 4) 水分において、試験方法に電量滴定法を追加する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R59	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K8509	臭化水素酸(試薬)	Hydrobromic acid (Reagent)	この規格は、試薬として用いる臭化水素酸について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・臭化水素酸は、劇物であり、警告を掲載する必要がある。 ・臭化水素酸は、空気との接触で徐々に着色するが、腐食性の強い臭素が生成するためであり、性状に記載して安全を確保する必要がある。 ・純度試験で自動滴定を用いる方法を追加し、精度及び操作性の向上をはかる必要がある。 ・重金属(Pbとして)は、分析対象が曖昧であり、鉛(Pb)に変更して保証する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、警告の追加、試験方法の見直しをするするほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)警告の記載で安全性が向上する。 2)性状の情報により、保管時の対策及び着色後の安全管理が向上する。 3)純度試験の操作の利便性及び精度が向上する。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することで、不純物情報が明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1) 適用範囲において、臭化水素酸は、劇物のため、警告を追加する。 2) 性状において、臭素が生成することを追記する。 3) 純度試験において、自動滴定装置を追加する。 4) 規格項目において、重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更し、さらに、試験方法として、強熱残分(硫酸塩)の試験の残さを使用して鉄とともに原子吸光分析法に変更する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R66	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8532	L(+)-酒石酸(試薬)	L(+)-Tartaric acid (Reagent)	この規格は、試薬として用いるL(+)-酒石酸について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・定性試験の赤外吸収スペクトルに一部不鮮明な部分があり、更新する必要がある。 ・海外規格及び海外試薬の規格において、しゅう酸が保証項目となっており、整合性をとるためJISに追加する必要がある。 ・純度試験で自動滴定を用いる方法を追加し、精度及び操作性の向上をはかる必要がある。 ・金属不純物の試験は、鉛及び銅が抽出原子吸光分析法で、鉄は比色法と煩雑な構成となっている。強熱残分の試験の残さを用い、鉄、銅及び鉛を一括して分析する方法に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、規格項目にしゅう酸を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性試験がより正確となる。 2)しゅう酸を規格化することで、海外規格との整合性が取れる。 3)純度試験の操作の利便性及び精度が向上する。 4)金属分析の操作性及び精度が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 2) 規格項目において、しゅう酸を追加する。 3) 純度試験において、自動滴定装置を追加する。 4) 金属不純物の試験において、分析方法を、鉄、銅及び鉛を一括して、原子吸光分析法にする。さらに、試験試料を強熱残分(硫酸塩)の試験の残さに変更する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R93	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K8545	硝酸アンモニウム(試薬)	Ammonium nitrate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる硝酸アンモニウムについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・純度試験で有害なホルムアルデヒドを用いており、代替試験方法を追加する必要がある。また、自動滴定を用いる方法を追加し、精度及び操作性の向上をはかる必要がある。 ・硝酸アンモニウムは、加熱分解により爆発する可能性があり、強熱残分(硫酸塩)の試験に安全性確保のための情報を記載する必要がある。 ・金属不純物の試験は、鉛及び銅が抽出原子吸光分析法で、鉄は比色法と煩雑な構成となっている。強熱残分の試験の残さを用い、鉄、銅及び鉛を一括して分析する方法に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、金属不純物では、分析方法を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)純度試験の操作の利便性、安全性及び精度が向上する。 2)強熱残分(硫酸塩)の試験における安全性が向上する。 3)金属分析の操作性及び精度が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 純度試験において、試験溶液を変更するとともに、自動滴定法を追加する。 2) 強熱残分(硫酸塩)の試験において、加熱の仕方を追記する。 3) 金属不純物の試験において、鉄、銅及び鉛を一括して分析する原子吸光分析法に変更するとともに、試験試料に強熱残分(硫酸塩)の試験の残さを用いる方法にする。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R44	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8556	硝酸二アンモニウムセリウム(IV)(試薬)	Diammonium cerium(IV) nitrate(Reagent)	この規格は、試薬として用いる硝酸二アンモニウムセリウム(IV)について規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・英名に(Reagent)を追記する必要がある。和名も海外製品と異なっており見直す必要がある。 ・性状に記載されている色及び外観が異なる製品が増えており、追記する必要がある。 ・純度の規格値が95.0 %以上であるが、海外の多くの規格が98.0 %以上であり、見直す必要がある。 ・純度試験で自動滴定を用いる方法を追加し、精度及び操作性の向上をはかる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では、規格値を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)正確な名称を採用することで、規格の使用者の文献検索の精度が向上する。 2)性状の見直しにより、新たな原料の採用が可能になり、安定供給につながる。 3)純度の規格値見直しで、国際的な競争力が向上する。 4)純度試験の操作の利便性及び精度が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 規格の名称において、和名を”硝酸二アンモニウムセリウム(IV)”から”硝酸アンモニウムセリウム(IV)”に、さらに、英名を”Diammonium cerium(IV) nitrate”から”Ammonium cerium(IV) nitrate”に変更する。 2) 性状において、”だいたい色の結晶”から、”赤みの黄から黄みの赤の結晶又は結晶性粉末”に変更する。 3) 純度の規格値を、95.0 %以上から98.0 %以上に変更する。 4) 純度試験において、自動滴定装置を追加する。	—	ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R66	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K8692	1-ナフチルアミン(試薬)	1-Naphthylamine(Reagent)	この規格は、試薬として用いる1-ナフチルアミンについて規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・純度試験において、多くの海外製品はガスクロマトグラフィーを採用し、不純物として2-ナフチルアミンを規格項目としている。JISもガスクロマトグラフィーに変更し、2-ナフチルアミンを規格項目に追加する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度の試験では、ガスクロマトグラフィーを採用するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)不純物の情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状において、光劣化によって、褐色又は紫に変色することを追加する。 2) 定性試験において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3) 純度の試験において、分析方法にガスクロマトグラフィーを採用する。 4) 品質において、規格項目として、2-ナフチルアミンを追加する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	09 化学	改正	K8698	1-ナフトール(試薬)	1-Naphthol(Reagent)	この規格は、試薬として用いる1-ナフトールについて規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などがka技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・純度試験において、ヘリウムガスを用いているが、供給不安定から、窒素ガスを追加しておく必要がある。 ・JISは、乾燥減量を規定しているが、多くの海外規格類はカールフィシャー法による水分となっており、整合性をとる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、乾燥減量では、試験方法を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)純度試験で用いるキャリアガスに窒素を追加することで、試験の継続性が担保される。 4)水分に関する情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、“空气中で次第に着色する”を“酸素及び光によって酸化されナフトキノン類を生成し、うすい褐色または赤みの灰色に着色する。”に変更する。 2)定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3)純度試験方法において、ガスクロマトグラフィーのキャリアガスに窒素を追加する。 4)品質において、試験項目の乾燥減量を水分に変更する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K8699	2-ナフトール(試薬)	2-Naphthol(Reagent)	この規格は、試薬として用いる2-ナフトールについて規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・純度試験において、ヘリウムガスを用いているが、供給不安定から、窒素ガスを追加しておく必要がある。 ・JISは、乾燥減量を規定しているが、多くの海外規格類はカールフィシャー法による水分となっており、整合性をとる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、乾燥減量では、試験方法を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)純度試験で用いるキャリアガスに窒素を追加することで、試験の継続性が担保される。 4)水分に関する情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、光によって褐色に変色することを追加する。 2)定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3)純度試験方法において、ガスクロマトグラフィーのキャリアガスに窒素を追加する。 4)品質において、規格項目の乾燥減量を水分に変更する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	—	分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8738	ヒドロキノン(試薬)	Hydroquinone (Reagent)	この規格は、試薬として用いるヒドロキノンについて規定するもので、1994年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。また、流通品に結晶以外の形状及び異なる色の製品もあり、表現を見直す必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・多くの海外規格類はカールフィシャー法による水分を規格としており、整合性をとる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、試験方法を見直すほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)水分に関する情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、光によって純度が低下する変化を追加するとともに、結晶以外の形状、また無色のものもあるため、それを追加する。 2)定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3)品質において、水分を規格項目に追加する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	—	分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K9042	テトラブロモフェノールフタレインエチルエステルカリウム(試薬)	Tetrabromophenolphthalein ethylester potassium salt (Reagent)	この規格は、試薬として用いるテトラブロモフェノールフタレインエチルエステルカリウムについて規定するもので、1996年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。また、流通品に結晶以外の形状及び異なる色の製品もあり、表現を見直す必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・流通品は、不特定の結晶水を持った形であり、多くの海外規格類はカールフィシャー法による水分を規格としており、整合性をとる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、試験方法を見直すほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)水分に関する情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、光による変化を追加するとともに、結晶以外の形及び異なる色も追加する。 2)定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3)品質において、水分を規格項目に追加する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	—	分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K9050	L-ヒスチジン塩酸塩一水和物(試薬)	L-Histidine hydrochloride monohydrate(Reagent)	<p>この規格は、試薬として用いるL-ヒスチジン塩酸塩一水和物について規定するもので、1996年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 性状に関し、白い結晶又は結晶性粉末としているが、流通品には無色透明結晶もあり、追記する必要がある。 純度の試験方法で、酢酸を加えて60 mLにする操作を変更する必要がある。また、電位差滴定の電極を最新化させる必要がある。 比旋光度の試料量の量を変更する必要がある。 現行規格では、乾燥減量(100 °C)を規格項目としているが、結晶水を含む水分測定に変更する必要がある。 重金属(Pbとして)は、対象が曖昧であり鉛(Pb)に変更する必要がある。 強熱残分(硫酸塩)の温度を500±50 °Cに変更し、試験の残さをを用いて鉄(Fe)と共に原子吸光分析法に変更する必要がある。 <p>このような状況から、近年の技術の実態に即し、試験方法などを見直すほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。</p>	<p>この改正によって、次の効果が期待できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 性状の変更により、原料確保の幅が広がり、安定供給に繋がる。 定性試験がより正確になる。 純度試験の操作利便性が向上する。 比旋光度の信頼性が向上する。 水分量が明確になり、使用者に有用な情報が提供できる。 金属不純物の明確化及び分析精度の向上が図れる。 	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 性状において、無色の表現を追加する。 定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 純度の試験において、装置に最新の電極を追加する。また、“酢酸を加えて60 mLにする”操作を“酢酸40mL加える”に変更する。 比旋光度において試料の量を無水物換算に変更する。 乾燥減量(100 °C)をカールフィッシュャー法による水分測定に変更する。 重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更し、強熱残分(硫酸塩)の温度を500±50 °Cに変更し、試験の残さをを用いて鉄(Fe)と共に原子吸光分析法に変更する。 	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月
JSA	09 化学	改正	K9701	ヘプタン(試薬)	Heptane(Reagent)	<p>この規格は、試薬として用いるヘプタンについて規定するもので、2024年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定性方法の赤外吸収スペクトルに関し、使用者より赤外吸収スペクトルが、一致しないとの申し出を受けた。原因は、本来ヘプタンは混合品であるが、試薬製造業者がn-ヘプタンを原料にしているケースが増えているためであった。したがって、混合品とn-ヘプタンの両スペクトルを掲載する必要がある。 <p>このような状況から、近年の技術の実態に即し、定性方法では、吸収スペクトルの図を見直すなど、JISを改正する必要がある。</p>	<p>この改正によって、次の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定性試験の赤外吸収スペクトルにn-ヘプタンのチャートを追加する。 	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定性試験の赤外吸収スペクトルにn-ヘプタンのチャートを追加する。 	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	003	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格とのJIS素案作成委員会(WG)対応の程度	作成開始予定	
JSA	09 化学	廃止	K8561	硝酸トリウム四水和物(試薬)	Thorium nitrate tetrahydrate	<p>この規格は、試薬として用いる、硝酸トリウム四水和物について規定するものである。硝酸トリウム四水和物は、放射性物質であり放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)「令和7年6月1日 施行刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)」の規制下にある。この法規での管理が厳密であり、事実上、試薬として販売することができない状況にあり、JIS規格として存続させることができないため、このJISを廃止する必要がある。</p> <p>特に以下の記載内容が、製造販売業務を困難にさせている。</p> <p>第二章 使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可 (使用の許可)</p> <p>第三条 放射性同位元素であつてその種類若しくは密封の有無に応じて政令で定める数量を超えるもの又は放射線発生装置の使用(製造(放射性同位元素を製造する場合に限る。)、詰替え(放射性同位元素の詰替えをする場合に限る。、廃棄のための詰替えを除く。))及び装備(放射性同位元素装備機器に放射性同位元素を装備する場合に限る。))を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。(使用の届出)</p> <p>第三条の二 前条第一項の放射性同位元素以外の放射性同位元素の使用をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。</p>	—	—	一般社団法人日本試薬協会のWG	2026年7月